

豊田PCB廃棄物処理事業だより(No.47)

1. 豊田PCB廃棄物処理施設の運転状況について

豊田PCB廃棄物処理施設(豊田施設)の2月の処理実績は下表のとおりです。

12月の定期点検以降、施設は問題もなく安定的に運転を続けております。今後も、安全かつ確実な処理を継続していきます。

また、運転状況の紹介として、コンデンサの受入及び解体作業の写真を載せましたので、ご覧ください。

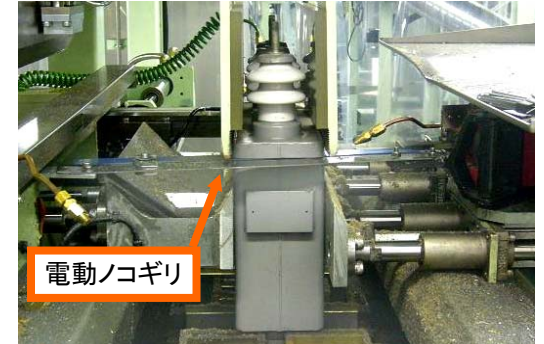
20年2月の操業実績

種 別		受入台数	抜油・解体台数
コンデンサ類		339 台	366 台
トランス類	大 型	2 台	2 台
	小 型	24 台	24 台
	車 載 型	4 台	4 台
廃PCB等		3 個	3 個

※ 受入後、一時保管してから計画的に処理ラインに投入するので、受入台数と抜油・解体台数に差が生じます。



受入検査室におけるコンデンサの確認状況



コンデンサの解体作業
(上蓋を電動ノコギリで切断しているところ)

2. PCB廃棄物の3月の受入計画

20年3月の受入計画(予定)

種 別		受入台数
コンデンサ類		182 台
トランス類	大 型	3 台
	小 型	20 台
	車 載 型	3 台
廃PCB等		27 個

3月のPCB廃棄物の受入計画は、左表のとおりです。

コンデンサ類は、豊田市内の少量保管事業者(PCB廃棄物所有数20台未満)を主に155台、愛知県内から27台受け入れる予定です。

大型・小型トランス類は愛知県内から23台、車載型トランスは静岡県内から3台受け入れる予定です。

また、廃PCB等(PCB油をドラム缶等に保管しているPCB油)について、27個受け入れる予定です。

なお、3月は、豊田施設内のPCB処理の作業過程で発生した二次廃棄物(PCB処理作業時に使用した防護服)を処理するため、また4月中旬から予定している定期点検を控えているために、2月よりも受入を少なく計画しています。

3. 収集運搬事業者の認定について

豊田施設へPCB廃棄物を搬入できる者は、①豊田市等からPCB廃棄物の収集運搬業の許可を得て、②豊田市とPCB廃棄物の収集運搬に関する協定を締結し、③JESCOが国が定める収集運搬ガイドライン及び受入基準等を順守できると認定して入門許可証を交付した者のみです。

2月25日に新たに1社を認定して、これまで認定された収集運搬業者は18社となりました。

認定に関する条件等詳しい内容については、下記【1】のアドレスを、業者の詳しい内容については、下記【2】のアドレスをご参照ください。



収集運搬業者へ認定書を交付

【1】収集運搬業者の認定に関するアドレス

<http://www.jesconet.co.jp/facility/toyota/acceptance/pdf/toyotashuunnintei.pdf>

【2】収集運搬業者の情報に関するアドレス

<http://www.jesconet.co.jp/facility/toyota/acceptance/pdf/toyotashungaisha.pdf>

4. 愛知県内の少量保管事業者に対するPCB廃棄物処理説明会の開催

PCB廃棄物(トランス、コンデンサ等)の保管台数が20台未満の事業者(少量保管事業者)の方々を対象に、『PCB廃棄物処理説明会』を開催しています。

昨年は豊田市内の少量保管事業者の方々へご説明しましたが、今年に入り岡崎市内(1月24日、25日)、刈谷市内(2月1日)、東海市内(2月21日)、常滑市内(2月22日)で説明会を開催し、各市内の少量保管事業者の方々へ、以下のご説明をしました。

- ① PCB廃棄物の受入時期について
- ② 契約等PCB廃棄物搬出までの手続きの流れ
- ③ 少量保管事業者間の積み合わせ運搬 等

特に③については、複数の少量保管事業者から共同でPCB廃棄物を積み合わせることができると、一社ずつ収集運搬されるよりも時間が短縮され、より早く保管中のPCB廃棄物の収集運搬が進むため、保管事業者の方々にとって合理的です。また、弊社としても効率よく受け入れることができます。

当説明会へはご多忙の中にもかかわらず、231にもものぼる保管事業者の方々に出席していただきました(右表参照)。

今後、他の地域においてもこの説明会を開催して、順次PCB廃棄物の広域処理を進めていきます。



岡崎市における説明会



東海市における説明会

説明会に出席された事業者数

開催地	岡崎市	刈谷市	東海市	常滑市	合計
事業者数	134	60	24	13	231

5. 作業環境安全への取り組み



自給式空気呼吸器講習会の様子



払出エリアにおける安全パトロール

(1) 自給式空気呼吸器の講習会

万が一、火災等が発生して、煙やガス等の充満によって酸素が欠乏してしまった場所では、自給式空気呼吸器を装着して、高圧空気ボンベからの呼吸により、避難、救助等を行います。

豊田施設では、火災等の緊急時・非常時の対応の一つとして、この呼吸器を配備しています。

この度、この呼吸器の点検、装着等を迅速に行う訓練として、2月18日に豊田市南消防署による講習会を実施しました。

受講内容を活かして、緊急時・非常時においても、迅速かつ冷静な行動がとれるように、日々の訓練、教育を継続していきます。

(2) 安全パトロール

豊田施設では、①安全作業基準を順守して運転作業を行っているか、②作業場所周辺に妨げになるようなものや怪我をするようなもの等はないか、③3S(整理、整頓、清掃)ができていないか、等を確認するため、安全パトロールを毎月1回及び定期点検時に行っています。

パトロールにおいて、器具類が所定の場所に置かれていない等、上記を順守していない場合には、その場で注意喚起し、直ちに是正させて、作業環境の安全を確保しています。

連絡先

日本環境安全事業株式会社(JESCO)

(連絡先) 豊田事業所 0565-25-3110

【豊田事業HP】 <http://www.jesconet.co.jp/facility/toyota/index.html>